証券コード　9039
平成27年５月29日

株　主　各　位

堺市堺区石津北町５６番地
株式会社サカイ引越センター
代表取締役社長　田島　哲康

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（４頁）をご高覧のうえ、所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

敬具

記

１．日　　時　平成27年６月20日（土曜日）　午前10時

２．場　　所　堺市堺区戎島町４丁45番地の１
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
４階「ロイヤルホール」
（末尾記載の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．招集に当たっての決定事項

(1) 株主総会に出席されない株主様は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。

(2) 提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について賛成として取り扱います。

(3) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(5) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.hikkoshi-sakai.co.jp）に掲載させていただきますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当社は、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

１．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com

※バーコード読取機能付の携帯電話などを利用して上の「ＱＲコード」を読み取り、「議決権行使ウェブサイト」に接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話などの取扱説明書をご確認ください。

(2) 行使期限は平成27年６月19日（金曜日）午後５時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複してされた場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合せ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　０１２０－７６８－５２４（平日 9:00～21:00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　０１２０－２８８－３２４（平日 9:00～17:00）

以　上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融・財政政策の影響等により企業収益が改善を続け、雇用や所得環境も改善傾向にあるものの、消費税増税の駆け込み需要による反動減や円安に伴う物価上昇等により個人消費の回復は低調に推移しました。

引越業界におきましては、消費税増税による個人消費の低迷や新設住宅着工戸数が５年ぶりの減少となったことなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは従来の営業施策である拠点の開設、インターネット受注の促進、企業法人営業の強化等を積極的に実施いたしました結果、取扱引越件数は714,276件（前期比6.3%増）と全地区で伸ばすことができ、当連結会計年度の業績は、売上高70,822百万円、営業利益6,337百万円、経常利益6,765百万円、当期純利益4,344百万円となりました。

当連結会計年度における地区別売上高の状況は次のとおりであります。

地区別売上高の状況

地区名	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
北海道・東北地区	5,796	8.2	－
関東地区	24,393	34.5	－
中部・東海地区	11,181	15.8	－
近畿地区	14,180	20.0	－
中国・四国地区	5,473	7.7	－
九州・沖縄地区	9,306	13.1	－
その他	491	0.7	－
合計	70,822	100.0	－

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較は行っておりません。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,107百万円であり、拠点展開及び既存施設充実のための土地購入、建物、車両運搬具等の購入であります。

事業用車両につきましては297台を購入し、車両入れ替え及び増車により営業体制の充実・強化に努めました。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において株式の発行による増資、新株予約権の行使による払込及び自己株式の売却により2,272百万円の調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	平成24年３月期 第 35 期	平成25年３月期 第 36 期	平成26年３月期 第 37 期	平成27年３月期 第 38 期 (当連結会計年度)
売上高	－	－	－	70,822百万円
経常利益	－	－	－	6,765百万円
当期純利益	－	－	－	4,344百万円
１株当たり当期純利益	－	－	－	423円82銭
総資産	－	－	－	63,184百万円
純資産	－	－	－	40,617百万円

(注) １．第38期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第37期以前の各数値は記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況

区　　分	平成24年３月期 第 35 期	平成25年３月期 第 36 期	平成26年３月期 第 37 期	平成27年３月期 第 38 期
売上高	54,632百万円	58,649百万円	64,843百万円	68,738百万円
経常利益	4,847百万円	5,118百万円	6,117百万円	6,618百万円
当期純利益	2,284百万円	2,558百万円	3,002百万円	4,259百万円
１株当たり当期純利益	240円38銭	269円19銭	313円06銭	415円60銭
総資産	48,841百万円	52,985百万円	58,118百万円	62,678百万円
純資産	29,344百万円	31,381百万円	34,163百万円	40,189百万円

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エレコン	50百万円	100%	引越に伴うエアコン等家電製品の工事請負

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を重点課題として取り組んでまいります。

① 拠点の開設

首都圏を中心とした新規拠点の充実と、支社未開設地域への開設を積極的に行いたいと考えております。

② インターネット受注の促進

顧客の多様化するライフスタイルに合わせた商品販売や消費者ニーズを採り入れた商品開発を積極的に展開してまいります。又、既存の通信販売カタログ「キッチリサカイの大百貨」を一層充実するとともに、インターネット部門への効率的な人員配置と個々のスキルアップにより、インターネット受注の促進に努めます。

③ 企業法人営業の強化

都市圏を中心に営業社員を重点的に増員し戦力増強を図ります。併せて東京営業本部の機能強化と組織力のアップにより、これからも法人営業を一層強化してまいります。

④ ネットワーク網の活用と品質の向上

北は北海道から南は沖縄まで日本全国に拠点ネットワーク網を構築している当社グループは、この強力なネットワーク網を有効活用することにより、他社と差別化を図るとともに「廉価で高品質なサービス」を提供いたします。また、ＩＳＯの基準をベースにした品質向上に取組むとともに顧客満足度を一層高め、更なる業績の向上を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

引越運送、引越付帯サービス業務

(6) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	堺市堺区石津北町56番地
北日本本部	宮城県名取市上余田字千刈田900番４
東日本本部	東京都港区芝浦２丁目13番11号
中日本本部	名古屋市名東区若葉台811番地
西日本本部	堺市堺区石津北町56番地
九州本部	福岡市博多区板付２丁目14番20号
札幌支社	札幌市西区西野二条９丁目５番23号
仙台中央支社	仙台市宮城野区日の出町２丁目１番43号
東京東支社	東京都江戸川区船堀５丁目６番２号
静岡支社	静岡市駿河区中島462番地２号
名古屋西支社	名古屋市中川区富田町千音寺字狭間4629番地の１
京都北支社	京都市伏見区竹田中川原町383
なにわ支社	堺市堺区石津北町56番地
神戸支社	神戸市兵庫区芦原通１丁目２番16号
岡山支社	岡山市北区下中野313番地105
広島支社	広島市南区東雲１丁目16番28号
福岡支社	福岡市東区社領３丁目10番地
鹿児島支社	鹿児島県鹿児島市城南町８番３号
沖縄支社	沖縄県那覇市字安謝617番地190
他160支社	

② 子会社（株式会社エレコン）

名称	所在地
本社	堺市堺区石津北町48番地
東京支店	東京都大田区南蒲田２丁目４番19号
愛知支店	名古屋市守山区下志段味落合386番地
大阪支店	堺市堺区石津北町48番地
広島支店	広島市西区南観音３丁目６番３号
福岡支店	福岡市博多区板付７丁目３番15号
他５支店	

(7) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況　　5,197名

（注）当連結会計年度より当社グループの従業員の状況を記載しておりますので、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
5,019名	398名増

（注）１．従業員数につきましては、契約社員、出向者及び臨時雇用員は含めておりません。
２．前事業年度末に比べ従業員数が398名増加していますが、この増加は業容拡大に伴う定期採用等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	988百万円
株式会社紀陽銀行	901百万円
三井住友信託銀行株式会社	635百万円
みずほ信託銀行株式会社	627百万円
株式会社三井住友銀行	442百万円
株式会社りそな銀行	386百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　32,000,000株

② 発行済株式の総数　　10,530,000株

（注）１．ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は133,000株増加しております。

２．公募増資により、新株式を386,000株発行し、発行済株式の総数は386,000株増加しております。

③ 株主数　　5,481名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社アーイ	3,263,500株	30.9%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ）	749,500株	7.1%
田島哲康	738,700株	7.0%
田島通利	619,000株	5.8%
田島憲一郎	554,000株	5.2%
有限会社田島	500,000株	4.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	370,100株	3.5%
サカイ引越センター従業員持株会	247,200株	2.3%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー ５０５２２４	216,000株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	196,400株	1.8%

（注）持株比率については、自己株式（495株）を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数（発行決議日）	区分及び人数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の数	新株予約権の払込金額	権利行使時に出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第２回新株予約権（平成23年６月18日）	取締役 10名	普通株式 73,000株	730個	無償	1,607円	平成25年６月19日から平成28年６月18日まで

（注）１．当社監査役については、新株予約権を交付しておりません。

２．新株予約権者は権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。（ただし、取締役の任期満了による退任、従業員の定年退職の場合を除く）

その他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田島憲一郎	
代表取締役社長	田島哲康	
専務取締役	中野秋代	
常務取締役	田島通利	
常務取締役	山野幹夫	
取締役	居倉義文	西日本副本部長
取締役	難波哲治	東日本本部長兼関東法人部長
取締役	増田恒雄	管理本部長
取締役	真鍋彰郭	経理部長
取締役	飯塚健一	東日本副本部長
常勤監査役	前川憲三	
監査役	古田啓祐	税理士、医療法人健生会監事
監査役	富田英孝	公認会計士、ＯＵＧホールディングス株式会社監査役、ロングライフホールディング株式会社監査役、ＩＣＳ税理士法人代表社員

（注）１．監査役古田啓祐氏及び富田英孝氏は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役富田英孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役古田啓祐氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役富田英孝氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名　　331百万円
監査役３名　　14百万円（うち社外監査役２名　6百万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬は、平成24年６月16日開催の第35回定時株主総会で決議された限度額で、取締役の報酬額は年額「400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分を除く）」と定めております。
３．監査役の報酬は、平成２年９月10日開催の臨時株主総会で決議された限度額で、月額「300万円以内」と定めております。
４．平成23年６月18日開催の第34回定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年間に年額100百万円を上限として設ける旨、決議されております。

③ 社外監査役に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役古田啓祐氏は、医療法人健生会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役富田英孝氏は、ＩＣＳ税理士法人の代表社員、ＯＵＧホールディングス株式会社及びロングライフホールディング株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
監　査　役	古　田　啓　祐	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、又、当事業年度開催の監査役会12回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	富　田　英　孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、又、当事業年度開催の監査役会11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と古田啓祐氏及び富田英孝氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,200千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことから、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月20日開催予定の第38回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称及び当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	名　　称	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
会計監査人	新日本有限責任監査法人	31百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社が会計監査人に対価を支払う非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公募増資に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と新日本有限責任監査法人は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会は監査役会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議することを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年５月７日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくと共に、より一層効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を総括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、管理本部及び業務改善委員会と連携を取り、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括しコンプライアンスの推進を図る。又、コンプライアンスマニュアルを制定し、研修等を通じて指導する。監査室はコンプライアンスの状況を監査し、法令及び定款への整合性を監査する。

又、当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、ホットラインを設置し通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程に基づき文書等の保管を行う。又、情報の管理については、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づきセキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営幹部が委員長を務める業務改善委員会を設置する。業務改善委員会は当社事業の特性上重要度の高いリスクに対応すべく、「品質向上委員会」、「安全衛生委員会」、「技術向上委員会」他、５つの委員会で組織し、社長がこれを統括する。これらの委員会は、コンプライアンスの徹底と当社が有するリスクの洗い出しを行い、それに優先順位を設け、そのリスクの軽減等に取り組む。リスク管理の状況等は、定例の経営会議（ブロック長会議）で報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築することにより、その結果を迅速にデータ化し、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施する。そして効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社が業務の適正を確保するため、内部統制システムの理解を深める指導をすると共に、「関係会社管理規程」に則り、経営数値、重要事項に関し定期的に会議体による情報の共有を図る。

また、当社監査室が各種監査、指導を行い、コンプライアンスに関わる重要事項等については、当社グループの取締役、監査役に報告することにより、企業集団における業務の適正性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助する使用人は現在置いていないが、監査役から求められた場合には、合理的な範囲で配置することとする。

ロ．選任された使用人は監査役の指揮命令下に置き、当該使用人の人事評価、異動等について、取締役は監査役と意見を交換しその同意を得るものとする。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

又、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の他の過程及び業務の執行状況を把握するため、ブロック長会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。なお監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を図る。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は創業以来、社是を経営理念とし社会から「愛される会社」を目指しており、社会の一員として社会秩序の維持や円滑な企業活動ならびに当社の信頼向上を図る観点等からも、反社会的勢力との関係を一切排除する。

社内関係部門は常に部門間ならびに外部専門機関との連携を密にすると共に関連情報の把握、収集に努め、問題発生の予防に努める。又、有事が懸念される場合は組織的対応をもって断固排除の姿勢で臨む。

当社は反社会的勢力に対する対応統括部門の設置はしていないが、情報の一元管理、社内研修、社内体制の充実等を考慮し、今後の検討課題とする。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		流動負債	
流動資産		買掛金	3,007
現金及び預金	6,749	短期借入金	2,142
受取手形及び売掛金	4,166	未払費用	4,566
貯蔵品	207	未払法人税等	749
繰延税金資産	871	賞与引当金	995
その他	280	その他	4,372
貸倒引当金	△ 19	流動負債合計	15,833
流動資産合計	12,255	固定負債	
固定資産		長期借入金	3,132
(1)有形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	544
建物及び構築物	8,050	退職給付に係る負債	2,253
機械装置及び運搬具	1,095	その他	802
土地	36,187	固定負債合計	6,732
建設仮勘定	2	負債合計	22,566
その他	422	（純資産の部）	
有形固定資産合計	45,758	株主資本	
(2)無形固定資産	143	資本金	4,684
(3)投資その他の資産		資本剰余金	4,657
投資有価証券	2,399	利益剰余金	31,695
長期貸付金	1,391	自己株式	△ 1
繰延税金資産	700	株主資本合計	41,035
その他	544	その他の包括利益累計額	
貸倒引当金	△ 8	その他有価証券評価差額金	140
投資その他の資産合計	5,026	土地再評価差額金	△ 576
固定資産合計	50,928	その他の包括利益累計額合計	△ 435
		新株予約権	17
		純資産合計	40,617
資産合計	63,184	負債純資産合計	63,184

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		70,822
売上原価		42,080
売上総利益		28,742
販売費及び一般管理費		22,405
営業利益		6,337
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	170	
受取保険金	186	
その他	119	476
営業外費用		
支払利息	35	
株式交付費	10	
その他	2	48
経常利益		6,765
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	126	
その他	0	152
特別損失		
固定資産処分損	585	
減損損失	191	776
税金等調整前当期純利益		6,141
法人税、住民税及び事業税	1,412	
法人税等調整額	384	1,797
少数株主損益調整前当期純利益		4,344
少数株主利益		―
当期純利益		4,344

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,963	3,669	30,651	△ 597	37,687
当期変動額					
新株の発行	721	721			1,442
剰余金の配当			△ 702		△ 702
当期純利益			4,344		4,344
土地再評価差額金の取崩			△ 2,597		△ 2,597
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		265		596	861
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	721	987	1,043	595	3,347
当期末残高	4,684	4,657	31,695	△ 1	41,035

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2	△ 3,231	△ 3,229	49	34,508
当期変動額					
新株の発行					1,442
剰余金の配当					△ 702
当期純利益					4,344
土地再評価差額金の取崩					△ 2,597
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					861
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	138	2,655	2,794	△ 32	2,762
当期変動額合計	138	2,655	2,794	△ 32	6,109
当期末残高	140	△ 576	△ 435	17	40,617

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　株式会社エレコン

株式会社エレコンについては、当連結会計年度より重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

株式会社新世紀サービス他３社の非連結子会社は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 重要な会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
車両運搬具	３～５年

ロ．無形固定資産　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法　発生時に一括費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

３．会計方針の変更等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込み期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	923百万円
土地	7,313
計	8,236

上記に対応する債務

短期借入金	300百万円
長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）	3,385
計	3,685

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　15,049百万円

(3) 土地の再評価に関する注記

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69条）に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額又は第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,768百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　　10,530,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年６月21日定時株主総会	普通株式	389	40	平成26年３月31日	平成26年６月23日	利益剰余金
平成26年10月24日取締役会	普通株式	390	30	平成26年９月30日	平成26年12月３日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会年度になるもの

平成27年６月20日開催の第38回定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年６月20日定時株主総会	普通株式	421	40	平成27年３月31日	平成27年６月22日	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　73,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（短期）及び設備資金（長期）であります。

なお、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	6,749	6,749	－
②受取手形及び売掛金	4,166	4,166	－
③投資有価証券			
その他有価証券	1,296	1,296	－
資産合計	12,212	12,212	－
④長期借入金	3,132	3,132	△ 0
負債合計	3,132	3,132	△ 0

（注）１．金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

現金及び預金、並びに受取手形及び売掛金の時価については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については取引所の価格によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
投資有価証券	
その他有価証券	31
関係会社株式	1,001
関係会社出資金	70

これらについては、市場性がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券　その他の有価証券」には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、千葉県その他の地域において、賃貸駐車場及びマンション等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
7,131	5,201

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注）２．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方」（国土交通省）に基づく原則的時価算定の方法により算定した金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算出した金額であります。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　3,855円87銭

(2) １株当たり当期純利益　423円82銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	6,405	買掛金	3,184
受取手形	1	短期借入金	300
売掛金	4,155	１年以内に返済予定の長期借入金	1,842
貯蔵品	188	未払金	1,897
前払費用	177	未払費用	4,510
繰延税金資産	863	未払法人税等	710
その他	195	未払消費税等	1,550
貸倒引当金	△ 15	前受金	600
流動資産合計	11,972	預り金	245
固定資産		賞与引当金	980
(1)有形固定資産		その他	5
建物	7,579	**流動負債合計**	15,826
構築物	456	**固定負債**	
機械及び装置	30	長期借入金	3,132
車両運搬具	1,046	長期未払金	659
工具器具備品	420	再評価に係る繰延税金負債	544
土地	36,187	退職給付引当金	2,249
建設仮勘定	1	その他	75
有形固定資産合計	45,723	**固定負債合計**	6,662
(2)無形固定資産		**負債合計**	22,489
借地権	20	（純資産の部）	
ソフトウエア	76	**株主資本**	
電話加入権	37	**資本金**	4,684
その他	4	資本剰余金	
無形固定資産合計	138	資本準備金	4,391
(3)投資その他の資産		その他資本剰余金	274
投資有価証券	1,327	**資本剰余金合計**	4,665
関係会社株式	1,081	利益剰余金	
関係会社出資金	70	利益準備金	340
従業員長期貸付金	12	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	1,128	別途積立金	28,800
繰延税金資産	699	繰越利益剰余金	2,117
その他	533	**利益剰余金合計**	31,257
貸倒引当金	△ 8	自己株式	△ 1
投資その他の資産合計	4,843	**株主資本合計**	40,606
固定資産合計	50,705	**評価・換算差額等**	
		その他有価証券評価差額金	140
		土地再評価差額金	△ 576
		評価・換算差額等合計	**△ 435**
		新株予約権	17
資産合計	62,678	**純資産合計**	40,189
		負債純資産合計	62,678

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**68,738**
売上原価		**40,795**
売上総利益		**27,942**
販売費及び一般管理費		**21,738**
営業利益		**6,204**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	168	
受取保険金	177	
その他	116	462
営業外費用		
支払利息	35	
株式交付費	10	
その他	2	48
経常利益		**6,618**
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	126	
その他	0	152
特別損失		
固定資産処分損	584	
減損損失	191	776
税引前当期純利益		**5,994**
法人税、住民税及び事業税	1,344	
法人税等調整額	390	1,735
当期純利益		**4,259**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,963	3,669	8	3,678	340	26,800	3,158	30,298
当期変動額								
新株の発行	721	721		721				
別途積立金の積立						2,000	△ 2,000	―
剰余金の配当							△ 702	△ 702
当期純利益							4,259	4,259
土地再評価差額金の取崩							△ 2,597	△ 2,597
自己株式の取得								
自己株式の処分			265	265				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	721	721	265	987	―	2,000	△ 1,040	959
当期末残高	4,684	4,391	274	4,665	340	28,800	2,117	31,257

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 597	37,343	2	△ 3,231	△ 3,229	49	34,163
当期変動額							
新株の発行		1,442					1,442
別途積立金の積立		―					―
剰余金の配当		△ 702					△ 702
当期純利益		4,259					4,259
土地再評価差額金の取崩		△ 2,597					△ 2,597
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	596	861					861
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			138	2,655	2,794	△ 32	2,762
当期変動額合計	595	3,263	138	2,655	2,794	△ 32	6,025
当期末残高	△ 1	40,606	140	△ 576	△ 435	17	40,189

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
車両運搬具	３～５年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は原則法に基づいて計算し、数理計算上の差異については、発生時に一括費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3．会計方針の変更等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。なお、この変更に伴う期首の繰越利益剰余金並びに損益に与える影響はありません。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	923百万円
土地	7,313
計	8,236

上記に対応する債務

短期借入金	300百万円
長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）	3,385
計	3,685

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　15,006百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	170百万円
② 長期金銭債権	1,128百万円
③ 短期金銭債務	466百万円
④ 長期金銭債務	5百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69条）に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額又は第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当事業年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,768百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売　上　高	60百万円
仕　入　高	3,616百万円
販売費及び一般管理費	10百万円
営業外収益	14百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　495株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
未払事業税	59百万円
賞与引当金	323
未払賞与	264
未払社会保険料	175
貸倒引当金	4
一括償却資産	5
その他	30
繰延税金資産（流動資産）合計	863
繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金	725百万円
未払役員退職慰労金	81
会員権評価損	2
投資有価証券評価損	30
減損損失	243
その他	3
繰延税金資産（固定資産）小計	1,087
評価性引当額	△336
繰延税金資産（固定資産）合計	751
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	52
繰延税金負債（固定負債）合計	52
繰延税金資産（固定資産）の純額	699
繰延税金資産の総額	1,562
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金資産	554百万円
評価性引当額	△554
土地の再評価に係る繰延税金資産計	－
土地の再評価に係る繰延税金負債	544
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	544

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が83百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が146百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円、土地再評価差額金が57百万円それぞれ増加しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

役員及び主要株主等（個人の場合に限る）

属性	名称	住所	職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	田島　憲一郎	－	当社代表取締役会長	5.26	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	田島　哲康	－	当社代表取締役社長	7.01	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	中野　秋代	－	当社専務取締役	0.16	－	ストックオプションの権利行使	16	－	－
役員	田島　通利	－	当社常務取締役	5.87	－	ストックオプションの権利行使	20	－	－
役員	山野　幹夫	－	当社常務取締役	0.16	－	ストックオプションの権利行使	17	－	－
役員	居倉　義文	－	当社取締役	0.14	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	難波　哲治	－	当社取締役	0.22	－	ストックオプションの権利行使	21	－	－
役員	増田　恒雄	－	当社取締役	0.07	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	真鍋　彰郭	－	当社取締役	0.08	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－
役員	田代　博嗣	－	当社執行役員	0.06	－	ストックオプションの権利行使	13	－	－
役員	中野　大介	－	当社執行役員	0.03	－	ストックオプションの権利行使	11	－	－

（注）１．新株予約権の行使は、平成23年６月18日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	3,815円14銭
(2) １株当たり当期純利益	415円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

株式会社サカイ引越センター
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　竹　伸　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内　田　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サカイ引越センターの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイ引越センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

株式会社サカイ引越センター
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　竹　伸　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内　田　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サカイ引越センターの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な本部、支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本当変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月26日

株式会社サカイ引越センター　監査役会

常勤監査役（社内監査役）　前　川　憲　三　㊞

社外監査役　古　田　啓　祐　㊞

社外監査役　富　田　英　孝　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金処分につきましては、所期の成果をあげることができましたので、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金40円（特別配当10円含む）
　　配当総額421,180,200円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　1,000,000,000円

②　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　1,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を変更案のとおり変更いたしたいと存じます。

１．提案の理由

インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するとともに、現行定款第17条以下の各号を各１条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第16条　＜条文省略＞	第１条～第16条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第17条～第44条　＜条文省略＞	第18条～第45条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 たじま　けんいちろう 田　島　憲一郎 （昭和12年２月27日生）	昭和60年１月　八洲運送株式会社（現当社） 代表取締役社長 平成２年10月　当社代表取締役会長（現任）	554,000株
2	 たじま　てつやす 田　島　哲　康 （昭和41年10月24日生）	平成３年４月　当社入社 平成５年６月　当社取締役 平成12年10月　当社常務取締役 平成20年６月　当社取締役副社長 平成23年６月　当社代表取締役社長（現任）	738,700株
3	 なかの　あきよ 中　野　秋　代 （昭和22年８月15日生）	平成２年５月　八洲運送株式会社（現当社） 取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成11年６月　当社事業本部長 平成13年６月　当社専務取締役（現任）	17,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 たじま　みちとし 田島　通利 （昭和47年２月５日生）	平成４年２月　当社入社 平成13年６月　当社取締役 平成15年６月　当社中部東海本部長（現中日本本部長） 平成19年７月　当社常務取締役（現任）	619,000株
5	 やまの　みきお 山野　幹夫 （昭和45年６月２日生）	平成７年４月　当社入社 平成15年５月　当社総務部長 平成15年６月　当社取締役 平成23年６月　当社常務取締役（現任）	17,500株
6	 いぐら　よしふみ 居倉　義文 （昭和30年６月30日生）	平成２年３月　八洲運送株式会社（現当社）入社 平成５年６月　当社取締役（現任） 平成22年１月　当社西日本副本部長（現任）	15,400株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	 なんば　てつじ 難波　哲治 （昭和35年10月10日生）	平成元年４月　当社入社 平成13年６月　当社取締役（現任） 平成15年６月　当社東日本本部長（現任） 平成21年１月　当社関東法人部長（現任）	24,000株
8	 ますだ　つねお 増田　恒雄 （昭和15年４月９日生）	平成13年12月　当社入社 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成15年６月　当社管理本部長（現任）	7,400株
9	 まなべ　てるひろ 真鍋　彰郭 （昭和27年11月９日生）	平成６年２月　当社入社 平成８年１月　当社経理部長（現任） 平成17年６月　当社取締役（現任）	8,900株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	 いいづか　けんいち 飯塚　健一 （昭和42年１月20日生）	平成７年６月　当社入社 平成17年６月　当社東日本副本部長（現任） 平成17年６月　当社取締役（現任）	8,200株
11 ※	 いざき　やすたか 伊崎　康孝 （昭和45年８月17日生）	平成13年４月　大阪弁護士会に登録 小松法律特許事務所入所 平成23年６月　同事務所退職 平成23年７月　伊崎法律事務所開設（現在）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．※は新任の社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役古田啓祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
 なが の　とも こ 長　野　智　子 （昭和44年３月20日生）	平成11年４月　大阪弁護士会に登録 北浜法律事務所入所 平成17年３月　同事務所退職 平成17年４月　智聖法律会計事務所（現在）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者は、社外監査役候補者であります。

３．候補者は弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験から各企業の法律顧問として活躍しております。また、当社社外監査役としての条件を備えており、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．候補者が監査役に選任された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,200千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たかはし　まさや 高橋　正哉 （昭和54年２月28日生）	平成15年10月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 平成19年７月　公認会計士登録 平成23年２月　株式会社ＧＴＭ総研入社 平成24年11月　高橋正哉公認会計士事務所開設（現在） 平成26年６月　東洋機械金属株式会社監査役就任（現在）	－株

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．候補者は公認会計士の資格を持ち、その専門的知識から、当社社外監査役としての条件を備えており、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．候補者が監査役に就任された場合は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,200千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場のご案内図

会　場　　堺市堺区戎島町４丁45番地の１
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
ロイヤルホール（４階）
ＴＥＬ．072－224－1121

交　通　　南海本線「堺駅」　西口直結　徒歩約２分